

高茶屋小森町第24号線道路改良(舗装)工事 【工事成績重視型】

評価項目	評価の内容	評価基準	配点	備考	
評価項目 (20点満点)	工事成績 (4点満点)	過去5年間において津市から受注した、当該業種の工事成績平均点:a	83点以上	4	当該業種とは舗装工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課又は上下水道管理課発注工事(各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成29年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評定結果通知書が発送されている当初設計金額1500万円以上の舗装工事全てに係る工事成績評定点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。ただし、過去5年間において格付け区分がA以外であった期間がある業者については、当該期間において当該格付け区分で発注された工事の成績点も対象とする。 【例】過去5年間において格付け区分がBであった期間がある業者については、その期間に格付け区分Bとして発注された工事(当初設計金額500万円以上1500万円未満)の成績点も対象とする。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (※平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評定結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)
			73点超83点未満	(4/10)a-29.2	
			73点以下 (実績なしを含む)	0	
	工事実績 (2点満点)	過去10年間において官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数:b	10件以上	2	同種・同規模工事とは、元請又はJV構成員として官公庁等から受注し、過去10年間(平成24年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、契約金額1500万円以上の舗装工事で、コリンクスに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野が道路、工事の業種が舗装工事、工事の区分がアスファルト舗装工事として登録されているもの。 * 配点については小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 施工実績評価資料(第5号様式)に、コリンクス登録の写し等を添付すること。
			1件以上10件未満	(1/5)b	
			実績なし	0	
	社会貢献 (2点満点)	経営事項審査 「その他の審査項目」	45点	1	「45点」「30点以上45点未満」「30点未満」とは、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目」のうち「労働福祉の状況」欄に記載された点数のことをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに退職一時金制度の導入、建設業退職金共済制度に加入した場合等で、点数が増加する場合は、確認できる資料を提出することにより増点を認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。
			30点以上45点未満	0.5	
			30点未満	0	
		防災協定締結の有無	有	0.5	防災協定締結の締結の有無とは、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目」のうち「防災協定の有無」欄に記載されていることをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに特殊法人等又は地方公共団体との間ににおいて防災活動に関する協定を締結した場合は、確認できる資料を提出することにより防災協定「有」と認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。
			無	0	
		ISO又はM-EMSの認証取得の有無	有	0.5	ISO(ISO9000s又はISO14001)又はM-EMS(ステップ1又はステップ2)の認証取得の有無により評価する。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、評価機関による登録証等の写しを添付すること(いずれか一つ可)。
			無	0	
	地域貢献 (2点満点)	市内本店業者施工率	市内本店業者施工率 80%以上	2	市内本店業者施工率とは、自社及び一次下請業者における市内本店業者施工率をいう。 * 市内本店業者とは、本店の所在地が津市内にある業者のことをいう。 * 市内本店業者施工率評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを提出すること。 * 契約完了時に履行確認を行い、施工率80%以上で申告したが施工において最終的に80%未満となった場合は、指名停止の対象とする。
			市内本店業者施工率 80%未満	0	
	手持ち工事量 (2点満点)	契約中の公共工事件数と技術者数(1級+2級)との比率	0	2	J:評価資料提出期限日時点において契約中であり、コリンクス登録されている契約金額2500万円以上の当該業種(舗装)の公共工事件数と、当該業種(舗装)に係る技術者数(1級+2級)との比率 J=(当該業種の契約金額2500万円以上の工事件数)/(当該業種の1級技術者数+2級技術者数) * 小数点以下第2位四捨五入1位以上
			0<J≤0.5	1	* 当該業種(舗装)に係る技術者数(1級+2級)とは、審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における登録人數をいう。該当する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出すること。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての工事も含めるものとする。 * 手持ち工事量評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 工事件数については、コリンクス登録の写しを提出すること。
			0.5<J	0	
	配置予定技術者 (7点満点)	過去5年間において津市から受注した、配置予定主任(監理)技術者における当該業種の工事成績平均点:c	83点以上	4	当該業種とは舗装工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課又は上下水道管理課発注工事(各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成29年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評定結果通知書が発送されている当初設計金額1500万円以上の舗装工事全てに係る工事成績評定点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。ただし、現在の所属企業における実績に限る。また、監理技術者が配置された工事にあっては監理技術者としての実績に限る。さらに、過去5年間において所属企業の格付け区分がA以外であった期間がある場合には、当該期間において当該格付け区分で発注された工事の成績点も対象とする。 【例】過去5年間において所属企業の格付け区分がBであった期間がある場合には、その期間に格付け区分Bとして発注された工事(当初設計金額500万円以上1500万円未満)の成績点も対象とする。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (※平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評定結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)
			73点超83点未満	(4/10)c-29.2	
			73点以下 (実績なしを含む)	0	
		過去10年間において官公庁等から受注した、配置予定主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績件数	3件以上	2	配置予定技術者工事実績とは、過去10年間(平成24年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、同種・同規模工事に係る主任技術者又は監理技術者としての工事施工実績のことをいい、JV構成員としての実績も含めるものとする。ただし、現在の所属企業における実績に限る。 同種・同規模工事とは契約金額1500万円以上の舗装工事で、コリンクスに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野が道路、工事の業種が舗装工事、工事の区分がアスファルト舗装工事として登録されているもの。 * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 配置予定技術者評価資料(第6号様式)に、コリンクス登録の写し等を添付すること。
			1~2件	1	
			実績なし	0	
		過去1年間のCPDの取得単位数 (新型コロナウイルスによる特例あり。 備考欄参照)	単年度の推奨単位以上	1	配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価する。 * 加盟団体が発行した、学習履歴証明書等の写しを提出すること。 * 取得単位の評価は加盟団体のうちいすれか1団体の証明書等に限る。 * 証明発行団体以外の取得単位は、CPD単位の相互認証を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。 * 過去1年間とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間を指す。ただし、新型コロナウイルスによる影響を鑑み、令和4年度発注分に限り、CPD取得対象期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間とする。
			単年度の推奨単位の 1/2以上	0.5	
			上記以外	0	
	その他 (1点満点)	障がい者雇用実績の有無	有	0.5	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出すること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出すること。
		労働安全衛生マネジメント認証の 有無	有	0.5	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む。)に沿った取り組みの認証の有無により評価する。 * 評価機関による評価証、適合証明書等の写しを提出すること。
			無	0	